

概要版



第4次 出雲市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

令和5年度(2023)～令和9年度(2027)

ぬくもりのある福祉のまちづくり
～地域共生社会の実現に向けて～

(案)



令和5年(2023)3月

出雲市

出雲市社会福祉協議会

地域福祉計画・地域福祉活動計画について

第4次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画は、社会の変化や課題をふまえて、福祉施策をさらに充実させることにより、地域のあらゆる住民が役割や生きがいを持ち、支え合いながら住み慣れた地域で自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指し、策定しています。



地域福祉とは

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、行政や福祉関係者や地域住民がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

地域福祉における様々な課題

人口減少や少子高齢化、人々の価値観や考え方、ライフスタイルの多様化



生活困窮、子どもの貧困、ひきこもり、孤独死や自死など、地域における生活課題・福祉課題

新型コロナウイルス感染症により、生活の困窮をはじめとした様々な不安や悩みを抱える人が増加、孤立・孤独などの問題が表面化し深刻化

地域共生社会とは

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。



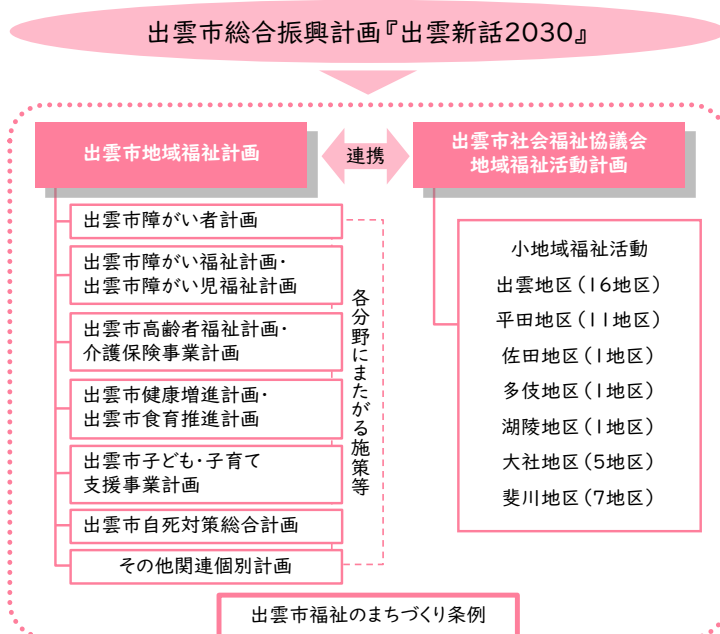
計画の概要について

本市では、まちづくりの最上位計画として「出雲市総合振興計画『出雲新話2030』」を策定し、各種施策を推進しています。出雲市地域福祉計画は、この出雲市総合振興計画の福祉分野に関する施策を具体化するための計画として位置づけられます。



そして、出雲市社会福祉協議会が策定する「出雲市地域福祉活動計画」と密接に関連するため、両者の整合をとりつつ、連携して推進することが求められます。

本計画は障がい・高齢者・子育て等関連する個別計画の上位計画にあたることから、具体的な取組方針・施策等については個別計画に委ねつつ、これらの関連する個別計画との整合性に配慮しながら地域福祉全体の方向性を示す計画として策定しています。



重層的支援体制整備事業計画について

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化し、従来の分野別の支援体制では対応が困難になっている現状があります。そのような中、課題を抱えた人に寄り添いながら包括的な支援を行うため、社会福祉法の改正により重層的支援体制整備事業が創設されました。出雲市では「重層的支援体制整備事業計画」を位置づけ、この取組を進めていきます。

①相談支援	事業の内容
包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関の連携により対応する ・複雑化・複合化した課題については多機関協働事業につなぐ
多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体で包括的な相談支援体制を構築 ・重層的支援体制整備事業の中核を担う
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・関係機関等とのネットワークにより潜在的な対象者を把握する
②参加支援	事業の内容
参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
③地域づくりに向けた支援	事業の内容
地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すための個別の活動や人をコーディネートする ・地域における拠点の形成や地域活動の活性化を図る



計画の基本的な考え方

基本目標

ぬくもりのある福祉のまちづくり ～地域共生社会の実現に向けて～

誰もが役割や生きがいを持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉を担う市、市社協、事業者そして地域住民が、互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら計画を推進します。

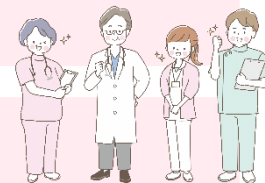
基本方針（基本目標を実現するための3つの柱）



基本方針1 安心・快適な暮らしの推進

住み慣れた地域で安心・快適に暮らしていくために、課題を抱えたときに包括的に相談を受け止め、様々な課題にきめ細やかに対応する相談支援体制を推進します。

また、人生の最後まで尊厳をもって自分らしい生活を送れるよう、社会参加や自立を支援するとともに、防災・防犯対策、バリアフリー、権利擁護の取組を推進します。



基本方針2 連携・協働による福祉サービスの提供

様々な福祉ニーズに対応するために、行政、医療・介護・福祉関係者、地域住民が連携・協働し、必要な支援・サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの取組を推進します。

また、地域において必要とされる福祉サービスの基盤整備を推進し、人材確保・定着の促進などを通じて福祉サービスの向上を図ります。



基本方針3 地域福祉の充実・強化

地区社会福祉協議会の取組や地区のサロン活動など、これまでのつながりを活かした地域福祉活動とあわせて、子ども食堂やフードドライブなどテーマ型の地域福祉活動の充実・活性化を図ります。

福祉・医療系の学校と連携して福祉教育を推進するとともに、地域における世代間交流を通じて、次世代を担うリーダーの人材育成を図ります。



SDGs（国際社会における2030年までの開発目標）について

SDGsは、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。本市においてもこれらの目標を十分に踏まえ、地域福祉の推進に取り組んでいきます。



計画の体系

本計画は基本目標及び3つの基本方針に基づき、以下の体系で施策を推進します。

ぬくもりのある福祉のまちづくり ～地域共生社会の実現に向けて～

基本方針1 安心・快適な暮らしの推進

【基本項目】

【実施項目】

1-1 包括的相談支援体制の推進

- 1-1-1 相談窓口の充実・多機関の連携
- 1-1-2 支え合いを通じた孤立防止

1-2 地域生活の支援

- 1-2-1 自立の支援
- 1-2-2 社会参加・就労支援
- 1-2-3 生活困窮者の自立支援
- 1-2-4 防災・防犯対策の推進

1-3 市民の権利の実現

- 1-3-1 バリアフリーの推進
- 1-3-2 権利擁護体制の充実
- 1-3-3 成年後見制度の利用促進

基本方針2 連携・協働による福祉サービスの提供

【基本項目】

【実施項目】

2-1 福祉関連機関の連携推進

- 2-1-1 地域包括ケアシステムの推進
- 2-1-2 福祉課題や福祉ニーズの把握
- 2-1-3 福祉ニーズとサービスのマッチング

2-2 社会福祉事業の推進

- 2-2-1 福祉事業者等の振興・参入
- 2-2-2 福祉サービスの向上

基本方針3 地域福祉の充実・強化

【基本項目】

【実施項目】

3-1 地域福祉活動への参加促進

- 3-1-1 地域福祉活動の推進
- 3-1-2 福祉活動拠点の充実強化
- 3-1-3 情報提供体制の充実

3-2 地域福祉活動を担う人材育成

- 3-2-1 地域や事業所等での人材育成
- 3-2-2 地域福祉にふれる機会の創出
- 3-2-3 住民福祉活動の担い手育成

第4次計画における取組内容

基本方針Ⅰ 安心・快適な暮らしの推進

関連するSDGsの目標



基本項目Ⅰ-Ⅰ 包括的相談支援体制の推進

福祉総合相談支援事業を充実させ、相談窓口の充実と他機関の連携による包括的な支援に取り組みます。

また、支え合いや地域での見守りの仕組みを通じて、社会的孤立・孤独を防止する対策を強化します。

実施項目

- Ⅰ-Ⅰ-Ⅰ 相談窓口の充実・多機関の連携
- Ⅰ-Ⅰ-Ⅱ 支え合いを通じた孤立防止



基本項目Ⅰ-Ⅱ 地域生活の支援

健康的な生活への支援、安心して在宅生活を送るための環境づくり、社会参加への取組を進めるとともに、経済的に困窮した場合の支援体制を強化します。

また、生活の基盤となる安心・安全なまちづくりを地域と一体となって推進します。

実施項目

- Ⅰ-Ⅱ-Ⅰ 自立の支援
- Ⅰ-Ⅱ-Ⅱ 社会参加・就労支援
- Ⅰ-Ⅱ-Ⅲ 生活困窮者の自立支援
- Ⅰ-Ⅱ-Ⅳ 防災・防犯対策の推進



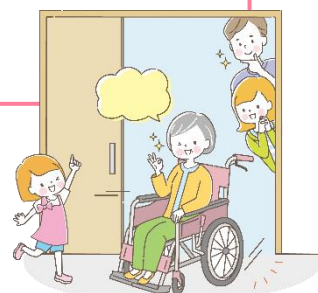
基本項目Ⅰ-Ⅲ 市民の権利の実現

福祉のまちづくり条例に基づく施設のバリアフリー化を進めるとともに、あいサポート運動など心のバリアフリーにつながる取組を進めます。

また、人権啓発や多文化共生、成年後見制度による支援など、権利擁護の取組を推進します。

実施項目

- Ⅰ-Ⅲ-Ⅰ バリアフリーの推進
- Ⅰ-Ⅲ-Ⅱ 権利擁護体制の充実
- Ⅰ-Ⅲ-Ⅲ 成年後見制度の利用促進



基本方針2 連携・協働による福祉サービスの提供

関連するSDGsの目標



基本項目2-1 福祉関連機関の連携推進

様々な福祉課題や地域課題の解決に向けて、地域包括ケアシステムの推進に引き続き取り組みます。

また、地域福祉の各分野で、それぞれが抱える福祉課題や多様なニーズを把握し、適切なサービスが提供できる体制を強化します。



実施項目

- 2-1-1 地域包括ケアシステムの推進
- 2-1-2 福祉課題や福祉ニーズの把握
- 2-1-3 福祉ニーズとサービスのマッチング



基本項目2-2 社会福祉事業の推進

社会福祉事業の基盤となる福祉事業者や福祉事業に携わる人材が、地域や利用者の特性に応じたサービスを提供し、多様な福祉課題に対応できるよう支援を行います。

また、第三者評価や各種研修等を通じて、福祉サービスの質の向上を図ります。

実施項目

- 2-2-1 福祉事業者等の振興・参入
- 2-2-2 福祉サービスの向上

基本方針3 地域福祉の充実・強化

関連するSDGsの目標



基本項目3-1 地域福祉活動への参加促進

身近な地域における福祉活動に多くの方が参加できるような環境づくりを進めます。また、活動の充実へとつながる情報発信に努めます。

実施項目

- 3-1-1 地域福祉活動の推進
- 3-1-2 福祉活動拠点の充実強化
- 3-1-3 情報提供体制の充実



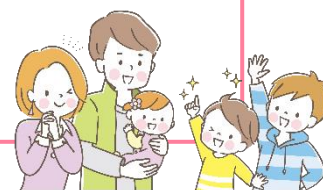
基本項目3-2 地域福祉活動を担う人材育成

福祉事業者と地域、学校、事業者などとの連携を深め、地域福祉に関わる人材育成や、地域福祉にふれる機会を創出する取組を進めます。

また、活動を持続可能なものとしていくため、担い手育成の取組を進めます。

実施項目

- 3-2-1 地域や事業所等での人材育成
- 3-2-2 地域福祉にふれる機会の創出
- 3-2-3 住民福祉活動の担い手育成

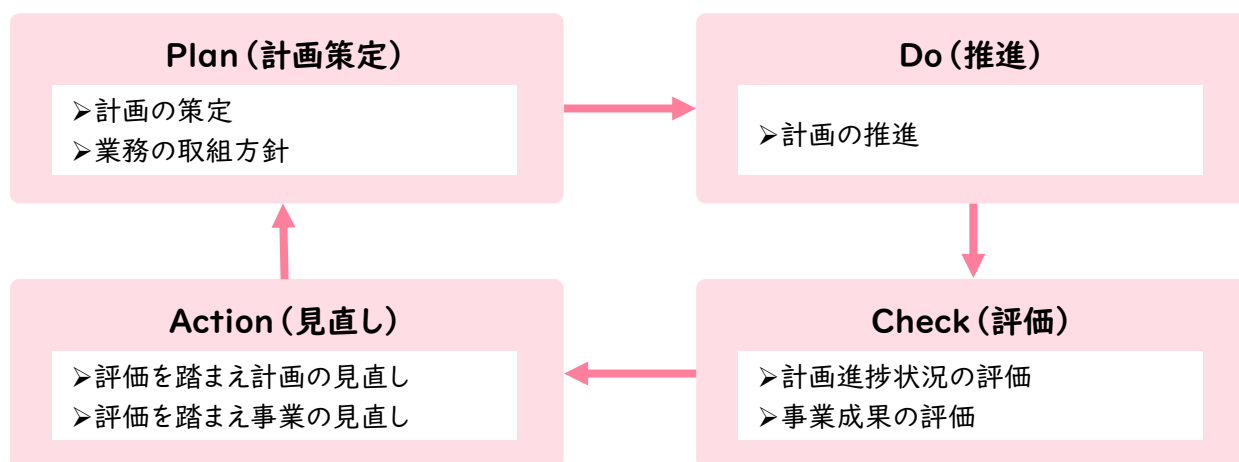


計画の進捗管理

本計画は、福祉関連計画の上位計画に位置付けられることから、個別の取組に対する評価や数値目標の設定等は、関連する個別計画に委ねることとします。

本計画を着実に進めるため、毎年度、出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会において、計画に基づく施策の実施状況について点検・評価し、その結果を公表するとともに、必要に応じて計画の見直し等に活用します。

【PDCAサイクルによる進捗管理（Plan:計画 Do:実行 Check:評価 Action:改善）



進行管理の体制

本計画は、出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会が進行を管理し、計画内容の見直しや次期計画策定に向けた検討などを行います。

また、出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会は、市内の地域福祉に携わる各種部門の関係者、学識経験者、地域活動団体等の委員により構成されていることから、本市における様々な福祉課題について情報交換を行い、意識の共有を図る場としても位置付けます。

発行・お問い合わせ先

出雲市健康福祉部福祉推進課
〒693-8530
出雲市今市町70
TEL (0853) 21-6694
FAX (0853) 21-6598

社会福祉法人出雲市社会福祉協議会
〒693-0001
出雲市今市町543 出雲福祉センター内
TEL (0853) 23-3781
FAX (0853) 20-7733